

はじめに



本市は、京阪神・東海・北陸を結ぶ中央に位置し、びわ湖と鈴鹿山系に囲まれた豊かな自然と、城下町としての歴史をもとに、滋賀県東北部の中核都市として発展しております。

本市では、平成 11 年（1999 年）7 月に施行した「彦根市環境基本条例」に基づき、平成 23 年（2011 年）に「第 2 期彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定し、市、市民、市民団体、事業者それぞれの連携のもと、良好な環境の保全と創出に関する施策と地球環境を守るための取組を進めてまいりました。第 2 期計画期間中、平成 27 年（2015 年）9 月には、国連総会において持続可能な開発目標（SDGs）を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択、平成 27 年（2015 年）12 月には、パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）における地球温暖化対策の国際的枠組みの採択と、環境に関して 2 つの大きな国際的取り決めがなされています。

一方で、この計画期間中にも、地球温暖化の影響は、大型台風や局地的な集中豪雨による被害の発生というかたちで顕在化してきているほか、外来動植物による生物多様性の損失や、暮らしを支えるプラスチック製品によるマイクロプラスチック海洋汚染など、地球規模の環境問題も発生してきており、将来世代により良好な環境を引き継いでいくためには、環境負荷の低減に向けた取組のさらなる推進が求められています。

そのような中、この度実施しました市民アンケート調査では、市域の自然環境や歴史・文化に関する満足度が高く、また、琵琶湖や河川など水辺や農地などの保全、歴史的景観、文化財を保護する施策を期待するという結果をいただいております。

こうした国際的な動きや国等の動向、市民の期待などを踏まえて令和元年度（2019 年度）から第 3 期計画の策定作業を進め、この度、令和 3 年度（2021 年度）から 10 年間を計画期間とする「第 3 期彦根市環境基本計画および地域行動計画」を策定いたしました。第 3 期計画は、第 2 期計画の環境像「歴史と文化が暮らしにとけこみ ゆたかな自然と共に歩む ふるさと彦根」を継承するとともに、持続可能な社会を構築する観点から、「～川、湖、みどりと歴史のまちを未来へ ひこね環境 SDGs～」の副題を付加し、世界共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」を本市の環境に関する基本目標と結び付け、ふるさと彦根の環境を未来に引き継ぐことが持続可能な世界につながることを示しています。

計画に掲げる目標の実現にあたっては、本市に集う全ての人が、環境に関する認識を深め、環境に配慮した行動を実践するとともに、市、市民、市民団体、事業者が相互に協力し連携して、より良い環境を保全・創造していくことが重要であり、今後も環境施策を着実に推進していくため、皆様方のご理解、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご審議いただきました彦根市環境審議会委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心からお礼を申し上げます。

令和 3 年 3 月

彦根市長 大久保 貴